

# 雪による被害防止 について

冬本番を迎え、暴風雪対策に取り組む時期となりました。いつ発生するか分からない災害に備え、日頃から準備を進めましょう。暴風雪対策のポイントをまとめましたので、参考にしてください。

## 家の中で安全に過ごすために

- 気象情報に注意して、暴風雪が予想されるときは、外出を控えましょう。
- 日頃から停電に備え、常備品などを用意しましょう。
- FF式暖房機などを使用している場合は、給排気口付近が雪でふさがると一酸化炭素中毒を起こす恐れがあるため、積雪に注意しましょう。

## 車で外出するときに気を付けること

- 万一に備えて、携帯電話を忘れずに所持しましょう。
- 車が立ち往生する可能性があるため、燃料の残量を確認し、車載常備品を用意しましょう。
- 運転時に危険を感じたら、無理をせずに道の駅やコンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどで天気の回復を待ちましょう。
- 大雪や吹きだまりなどで車が立ち往生したときは、ロードサービス（JAFなど）や近くの人家などに必ず救助を依頼しましょう。また、ハザードランプの点灯や停止表示板を置くなど、車が目立つようにしましょう。
- 避難できる場所や近くに人家がない場合は、消防（119番）や警察（110番）に連絡して、車の中で救助を待ちましょう。
- 車が雪に埋まったときは、マフラーから排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こす恐れがあるため、エンジンを切りましょう。防寒などでやむを得ずエンジンをかけるときは窓を開けて換気し、小まめにマフラー周りを除雪しましょう。



## 除雪するときに気を付けること

### ①屋根の雪下ろしをするとき

- 複数で行う はしごを支え合うなど、お互いに助け合い、万一の場合は、救助を求めましょう。
- 滑り止め 靴やはしごに滑り止めを付ける等の工夫をしましょう。
- 命綱を着ける 滑った場合や雪の急落に備え、腰に命綱を着けましょう。
- 周囲を確認 屋根の下を通行する人や子どもに注意しましょう。

### ②除雪機を使用するときは

- 服装に注意 機械に巻き込まれないような服装で作業をしましょう。
- 雪が詰まった場合 機械トラブルが発生したときは、必ずエンジンを停止しましょう。
- 周囲を確認 通行人や子ども等に注意しましょう。

### ③その他の注意事項

- 屋根の雪に注意 屋根の下を通るときは「雪」や「つらら」の落下に注意しましょう。
- 除雪時の健康に注意 体調が悪いときは、無理に除雪作業を行わないようにしましょう。また、除雪作業で汗をかいたら着替えましょう。
- 気象情報に注意 暴風雪警報や大雪警報が発表されたら、外出を控えましょう。



北海道のホームページには、被害防止のためのリーフレット等が掲載されていますので、参考にしてください。

### ■北海道総務部危機対策課ホームページ

暴風雪などによる被害防止について  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/boufusetu.htm>



除雪などによる被害防止について  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/yukihigai.htm>



問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）



## 防災 対策

# 防災用品の備えは避難行動や 避難生活に心の余裕をもたらします

災害が起きると、避難所での生活や、ライフラインが止まった不自由な生活を余儀なくされることがあります。そのような場合に備えて、避難時に持ち出す「非常持出品」、災害後の自宅や避難所での生活を支える「非常備蓄品」、外出先での被災に備えた「常時携行品」と「車載常備品」などの準備をしておきましょう。

- 備蓄品は定期的に点検しましょう。特に、食品や飲料水の賞味期限、薬の有効期限、電池の使用推奨期限などをチェックし、期限が切れないように入れ替えをしておきましょう。
- 冬季の寒さを想定した準備をしましょう。
- 水道、電気、ガスなどのライフラインが止まった状態を想定して準備しましょう。
- 地震による家屋の倒壊や、津波の襲来などの危険が迫っている場合は、警報や注意報が解除されるまで、非常持出品であっても無理に持ち出さず、避難行動を優先させましょう。

### ■非常持出品（避難時に持ち出すもの）

- 懐中電灯 ・ ラジオ ・ 電池 ・ カイロ ・ 救急道具 ・ 貴重品（免許証、保険証、通帳と印鑑など）
- ろうそく、ライター ・ ビニール袋 ・ マスク（無い場合は鼻や口を覆うハンカチ等）
- アルコール消毒液（無い場合はウェットティッシュ等） ・ 体温計
- 10円玉（公衆電話は災害時に優先的につながるので多めに） ・ 哺乳瓶 など

### ■非常備蓄品（災害後の自宅や避難所での生活を支えるためのもの）

- 食料品（米、パン、レトルト食品、缶詰、ビスケット、粉ミルクなど） ・ 飲料水 ・ 毛布
- ポータブルストーブ ・ ガスこんろ ・ マスク ・ ティッシュ ・ 予備ガスボンベ ・ 洗面用具
- トイレットペーパー ・ ガムテープ ・ 灯油 など

### ■常時携行品（外出先での被災に備えて持ち歩くもの）

- 懐中電灯 ・ ラジオ ・ ハザードマップ ・ ホイッスル（閉じ込められた時などに場所を知らせます）など

### ■車載常備品（運転中の被災に備えて車に積んでおくもの）

- 防寒着、毛布 ・ 雨具、長靴 ・ スコップ ・ 手袋 ・ ブースターケーブル ・ けん引ロープ
- スノーブラシ ・ 簡易トイレ など

### 各対策品の例

**災害はいつ起こるか分かりません。以上のことに気を付け、備えておきましょう。**

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）

## 飲酒運転を 根絶しましょう

車を運転する際は、絶対に飲酒をせず、お酒を勧められても断りましょう。また、飲酒をした翌日でも、体内にアルコールが残った状態で車を運転した場合は、飲酒運転となります。

自動車で友人や知人と飲食店などへ行く際は、お酒を飲まない方（ハンドルキーパー）を決め、その方が運転するようにしましょう。

また、飲酒運転は周囲の方にも厳しい罰則が設けられています。

**「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、飲酒運転を根絶しましょう。**

### ■飲酒運転の 罰則例

状 態		刑 罰	違反点数
酒酔い運転		5年以下の懲役または100万円以下の罰金	35点
酒気帯び 運転	呼気1ℓ中の アルコール 濃度 0.25mg以上	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	25点
	0.15mg以上 0.25mg未満		13点



状 態		刑 罰
車 両 提 供 者	運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒 類 の 提 供 車 両 の 同 乗 者	運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）